平成２８年（フ）第１１７０号
名古屋市中川区中郷３丁目371番地　フォーブル萬葉202号
債務者　福井　春代
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５１号
愛知県岡崎市宇頭町字下山田25番地６　グリーンフォレスト201
債務者　川本　千恵
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１５６号
大阪府吹田市津雲台５丁目17番Ｄ62―１号
債務者　赤穂奈緒美こと　赤穗奈緒美
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６６号
大阪市淀川区西宮原１丁目４番15―303号
債務者　平井　由紀
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４６号
大阪府豊中市穂積２丁目８番21号
債務者　宮川　雅夫
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４７号
大阪府豊中市穂積２丁目８番21号
債務者　宮川　沙弓
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７４号
大阪府枚方市東船橋２丁目144番地の10、前住所大阪府枚方市町楠葉１丁目８番５―304号
債務者　鈴木　悠斗
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８７号
大阪市東住吉区今川４丁目22番３号
債務者　室井　　圭
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１４号
大阪市西成区山王２丁目１番25号　ヴェナビスタ　２Ｄ
債務者　髙木　　勝
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０２号
大阪市平野区西脇１丁目17番９号ラフィーネ華407
債務者　大里　麻里
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９４７号
大阪市淀川区三国本町３丁目25番15号　301号
債務者　小笠　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１０号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番７―302号
債務者　ハッピーランドＷＯＯこと　東　　昭一
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８０号
大阪府寝屋川市池田旭町８番８号（101号）
債務者　髙野斗志雄
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５９号
大阪市西区九条３丁目10番15号
債務者　泉　　一郎
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９９号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番15―607号
債務者　吉岡　正明
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７０６号
東京都板橋区高島平１丁目78―10―505　日神パレス西台第２
債務者　坂口賀津江
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７２１号
東京都大田区矢口１丁目11―８
債務者　金山　茂美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部